

パブリックコメントの結果と対応について

1. 地震災害対策編、自然災害対策編、一般災害対策編・・・2～4 ページ

■意見公募期間

平成 24 年 12 月 27 日（木）～ 平成 25 年 1 月 28 日（月）

■寄せられた意見数 11 件 1 人 1 団体

【内訳】

計画（案）に対する意見	反映した意見	1 件
	一部反映した意見	0 件
	反映しなかった意見	1 件
	既に計画（案）に記述済の意見	1 件
計画（案）以外の意見		8 件

2. 原子力災害対策編……………5～11 ページ

■意見公募期間

平成 25 年 2 月 1 日（金）～ 平成 25 年 3 月 4 日（月）

■寄せられた意見数 27 件 2 人

【内訳】

計画（案）に対する意見	反映した意見	4 件
	一部反映した意見	6 件
	反映しなかった意見	2 件
	既に計画（案）に記述済の意見	6 件
計画（案）以外の意見		9 件

1. 地震災害対策編、自然災害対策編、一般災害対策編

No.1	ご意見の該当箇所:	各編共通
ご意見	計画策定に際しては市民、企業、地域を対象にセミナーや説明会を開催して事前に意見や要望を聞く必要があったのではないかと思います。計画が決定した段階で市民、企業、地域を対象にセミナーや説明会を開催して周知を図るとともに、意見や要望を聞いてもらいたい。概要版を作成して全戸に配布することも必要である。	
対応状況	その他	
No.2	ご意見の該当箇所:	各編共通
ご意見	町内会に対しては計画が決定した段階で、この計画を全部の町内会に配布し、きめの細かい対応を実施してもらいたい。 発災時にはいろんな問い合わせが市に殺到して混乱を起こすと思うが、発災時に頼りにしなければならないのは町内会であり、この計画があるといちいち市に問い合わせなくても市がどのように動いているのかが分かり、自分たちがどのように行動したら良いかが分かるので不要な混乱は防止できる。	
対応状況	その他	
市の考え方 (No.1・2)	市では、市の基本的な計画について、事前にその案を公表し、広く市民の皆さんや地域の意見を計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しています。 ご意見のとおり、特に災害発生直後の混乱期には、「自助・共助の力を生かした初期対応や備蓄、避難所運営などの災害対策」が重要であり、今般の計画見直し視点の一つにも掲げ、取組を強化することとしております。 そのため、計画については、わかりやすい「概要版」を全戸に配布し、広く周知する予定としておりますし、具体的な取組については、自主防災訓練マニュアルを作成し、自主防災組織(町内会)に配布するほか、地域における防災訓練を支援するなど、災害発生時に地域住民の自助・共助による防災や減災(被害を軽減すること)ができるよう、地域防災力の向上に向けた取組を進めてまいります。	
No.3	ご意見の該当箇所:	各編 災害応急対策計画 避難所の運営
ご意見	大規模災害時に職員が避難所を開設することが困難な場合の対策として、町内会長に避難所開設マニュアルを配布し、説明を行っておくことが必要ではないか。 マニュアルには運営の留意点①のイ、ウ、エ、②のア、イの各項目は、より具体的に表記しておくことが必要。	
対応状況	その他	
市の考え方	避難所の開設・運営を含め避難所の整備については、現在見直しを進めているところです。 避難所対応職員と自主防災組織等の協働による開設・運営を基本的な考えとして、検討を進めており、今後、地域の皆さんと協議し、避難所運営マニュアルも整備していく予定です。	
No.4	ご意見の該当箇所:	各編 災害応急対策計画 食料・生活必需品等供給対策
ご意見	主な取組み①で、12時間以内の食糧の確保は市民が自己確保することとしてあるが、ほとんどの市民はこのことを知らないので混乱が起きる。市民に早急に徹底周知する必要がある。	
対応状況	その他	
市の考え方	本計画では、災害発生後の食料供給の目安を避難から12時間としており、12時間後には、おにぎり、パン等の調達食を供給することとしています。 一方、大規模災害が発生した場合、他の地域から物資が届いたり、物流が確保されるために必要となる期間は、災害発生から3日間程度とされているため、計画では、市民が自らの備蓄でまかなう必要がある期間を3日間とし、必要な飲料水、食料及び生活必需品の備蓄を原則としており、災害予防計画の「食料・生活必需品等の確保」の節にもその旨を記載しております。 これまで、全戸配布している「市民防災ガイドブック」や「地域の防災訓練等」において、周知してきておりますが、今後も一層の周知に努めてまいります。	

No.5	ご意見の該当箇所:	各編共通
ご意見	防災士が500名いるとのことだが町内会との連携が十分ではない。町内会の役員あるいは自主防災組織の中に入ってもらう必要がある。町内会との連携強化のために、当面の対策として町内会の役員として活動している防災士には行政から役員手当相当額を補助する方法があると考えがいかがい。	
対応状況	その他	
市の考え方	市では、災害による被害に対し住民自らが身を守り、地域や組織と一体となって防災・減災に取り組む「自助・共助」の活動を普及させるため、平成18年度から、自主防災組織や町内会に最低1名の「防災士」の有資格者の配置を目指し、資格取得費用を助成して計画的に養成してまいりました。防災士と町内会との連携強化につきましては、今後とも防災アドバイザーの活用や防災士自身のスキルアップを図る講座を開催する等、それぞれが所属する自主防災組織等の活動を活性化させるための支援を行ってまいります。	

No.6	ご意見の該当箇所:	各編共通
ご意見	国、県、医療機関や福祉関係者等の役割及び責務について記載されているが、事前に協議打ち合わせ済みなのか。	
対応状況	その他	
市の考え方	市地域防災計画は、市、県、国等の関係機関による上越市防災会議が作成するもので、計画案については事前に関係機関と協議・調整して作成しておりますし、防災会議以外の団体についても、必要に応じて別途意見を伺っております。	

No.7	ご意見の該当箇所:	各編共通
ご意見	各節において計画の方針、主な取組、それぞれの役割が記述してあるが、これらの現状はどのようになっているのかの記述がないので現状が把握できない。また、これらの記述をいつまでに完成させるのかという目標がない。災害対策であるので、できるだけ早期に整備や体制、周知等を完成させる必要がある。この点を踏まえて目標とする完成時期を記述してもらいたい。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	地域防災計画は、必要に応じて毎年見直しを検討することとされているため、初動マニュアルやご指摘の実施見通しを作成するなどの取組も合わせて進めることとしております。計画に目標等の記述はしていませんが、計画の実効性を高めるため、各担当課で年次計画を立てて取組を進めてまいります。	

No.8	ご意見の該当箇所:	各編 災害応急対策計画 災害時の放送
ご意見	第5節に関して、防災無線を利活用した情報の伝達が記述されていないが、災害の状況や支援情報、復旧状況を防災無線で流すことも必要ではないか。各放送機関を通じてのものは情報量が限られると共に迅速性にも欠けるところがある。	
対応状況	記載済	
市の考え方	防災行政無線の活用に関して、避難に関する情報の伝達については第2章災害応急対策計画第7節住民等の避難に、支援情報の伝達については第3章復旧・復興計画に記載しております。避難情報に限らず、支援情報、復旧状況についても緊急を要する情報は、防災行政無線や防災ラジオで周知を行っておりますし、特に支援情報については、資料の配布など手元に残る方法でも周知しております。	

No.9	ご意見の該当箇所: 各編 災害応急対策計画 災害時の放送
ご意見	コミュニティ放送局への情報提供とあるが情報提供ではなく要請ではないか。 きめ細かく対応できるのはコミュニティ放送局であるので、位置づけを再考してもらいたい。
対応状況	反映
市の考え方	「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき、エフエム上越、上越ケーブルビジョン及び上越市有線放送電話協会に緊急情報の放送を要請することとしていることから、ご意見を踏まえ修正します。 (反映箇所) ・地震災害対策編 第2部 地震災害対策 第2章 災害応急対策計画 第5節 災害時の放送 ・自然災害対策編 第2部 風水害対策 第3章 災害応急対策計画 第7節 災害時の放送

No.10	ご意見の該当箇所: 各編共通
ご意見	防災計画における避難所の設置・運営に関連して、非常用電源の確保が急務であるとする。その非常用電源については、安定性、操作性、燃料の備蓄・補給などの面から、軽油等を用いた可搬型のディーゼルエンジン発電機が最も有効であると思われるので、主要な避難所から優先的に装備すべきではないか。
対応状況	その他
市の考え方	長時間の停電への対応、夜間の安全確保及び冬期間の暖房対策のため、避難所に可搬型で相当の出力を有する発電機の計画的な配備を進めています。

No.11	ご意見の該当箇所: 各編共通
ご意見	公共施設だけでなく、個人病院や福祉施設等の災害時要援護者や避難者を受入れる可能性のある施設が非常用電源設備を導入する際に補助金を交付するなど、民間の活力を利用する施策も必要ではないか。
対応状況	その他
市の考え方	災害時に要援護者の避難及び救護活動を円滑に実施するため、特別養護老人ホームや老人保健施設など、市内の35施設と「災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定」を締結し、市の協力要請により要援護者を受け入れる体制を整えています。 これら施設の多くは、非常用自家発電機の設置や可搬型発電機を常備していることから、補助制度を創設する予定はありませんが、一部の未整備の施設については、必要に応じて緊急時に市が保有する可搬型発電機を配備するなどの対応を行ってまいります。

2. 原子力災害対策編

No.1	ご意見の該当箇所: 総則
ご意見	①原子力災害の特殊性及び歴史的な過酷事故の実態と教訓を明らかにする必要がある。そのことによって、特殊かつ大規模複合災害としての原子力災害への気構えや備えが的確に意識されることになる。この点についての記述が皆無なので再考を要する。 ②他の「編」と同様に「総則」は「第1部」とするべき。
対応状況	一部反映
市の考え方	①3月に改定された原子力災害対策指針に基づき、第1部第2節「計画の基礎とするべき災害の想定」に、原子力災害の特殊性や過酷事故の実態と教訓に関する文章を追加しました。 ②原子力災害対策編を独立させたことから、他編と同様に総則を第1部としました。

No.2	ご意見の該当箇所: 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	一般の自然災害への対策と同じような記述(表現)は誤解を招くおそれがある。基本的に、知覚できない放射能汚染環境の下での対策(行動)であることを強く意識しないと被災の拡大を招くおそれがある。責任と装備に応じた区別を明確にするとともに、特に放射能に無防備な一般住民に対しては慎重な(限定した)記述をすべきである。
対応状況	一部反映
市の考え方	原子力災害では、放射線等による影響が五感では感じられないなどの特殊性があり、市民の皆さんが放射線等に対する正しい知識の習得や適切な避難行動を取ることが大切と考えます。そのため、「1 防災関係機関及び市民の役割」の「① 市民・企業等の役割」に、「市民は、放射線等や原子力災害に関する知識の習得と災害時に適切に行動するための防災訓練への参加等に努める。」ことを記載しました。

No.3	ご意見の該当箇所: 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	「市民・企業等の責務」を最初に掲げて、「防災関係機関の責務」が最後になっていることに違和感を覚える。「市民・企業等」への意識付けの意図なのかもしれないが、特殊災害への対策のあり方としては疑問がある。まずは、防災関係機関が最初に来るべきではないか。(「防災関係機関及び市民の役割」についても同様)
対応状況	一部反映
市の考え方	「防災関係機関及び市民の責務と役割」については、今回、新潟県の地域防災計画の記載内容とも整合を図り、災害対策の「責務」について記載順番を修正しました。なお、役割につきましては、やはり市民・企業等への意識付けの点からも現行の表記のままとします。

No.4	ご意見の該当箇所: 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	「1-4-1- (2) 災害時要援護者への配慮と男女両性の視点に立った対策」では、「一時滞在者」を除外しているように見えるが「総則」として入れるべきではないか。
対応状況	反映
市の考え方	本計画では、旅行者等の一時滞在者への対応も想定しておりますので、表題を「(2) 災害時要援護者等への…」とし、本文中に「一時滞在者」を追記しました。

No.5	ご意見の該当箇所： 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	「1-4-1-(2)」の「地震災害対策編第2部及び第3部」は「地震災害対策編第2部第1章及び第2章」の間違いと思われる。なお、「関係節」とは具体的にどこかを明記した方が正確かつ親切である。
対応状況	反映
市の考え方	ご指摘いただいたとおり、引用部分は誤りであったため修正しました。 また、関係節について明記しました。

No.6	ご意見の該当箇所： 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	「1-4-1-(3)積雪期対策の配慮」：「積雪期の原子力災害発生に備えた対策」について「自然災害対策編第3部雪害対策の関係節における対応策を準用」となっているが、これはいかにも安易ではないか。原子力災害の特殊性に照らして一般対策とは異なる場合が多様にあるであろう。放射能汚染環境下での雪害対策をそれとして具体的に想定し検討する必要があるのではないか。なお、準用できる場所は「準用」として良いと思うが、その際も「関係節」とは具体的にどこかを明記した方が正確かつ親切である。
対応状況	一部反映
市の考え方	当市の地域防災計画では、自然災害対策編に「雪害対策」を設け、積雪期における安全な日常生活等の確保を図るための対策を位置付けております。この内容は「積雪期の原子力災害発生に備えた対策」としても準用すべき内容であると考えます。なお、放射能汚染環境下での雪害対策につきましては、第2部第2章第11節の「防災業務関係者防護対策」に基づき、除雪従事者等の安全確保を図ることとしております。 また、関係節について明記しました。

No.7	ご意見の該当箇所： 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	全般的にも言えることだが、「市民(等)」と「住民(等)」の使い分けをどのようにしているか明らかにしてほしいし整理が必要と思う。
対応状況	その他
市の考え方	本計画内では、「市民」は、本市域に居住する全ての人を指し、「住民」は市民のうち特定の区域に居住する人を指しています。

No.8	ご意見の該当箇所： 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	国や県との役割分担に配慮しつつも、その境目をシームレスに行ったり不測の事態に柔軟に対応したりすることなども含め隣接自治体としての当事者能力をより高める(広げる)ための視点から事務・業務事項を精査(肉付けや追加)する必要がある。
対応状況	その他
市の考え方	国、県、市、その他の防災関係機関等が、それぞれの役割分担の下で総合的かつ効果的な防災対策を推進することが大切であると考えます。 原子力災害対策については、未だ具体的な役割分担が明確になっていない部分がありますが、市に求められる役割をしっかりと果たせるよう、職員の育成を始め必要な体制の整備に努めてまいります。

No.9	ご意見の該当箇所: 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	以下の事項を加える必要がある。 ①「原子力防災・災害対策の実施に必要な専門家の確保及び活用に関すること」 ②「原子力事業者との安全協定の履行に関すること」 ③「飲料水や食品中の放射性物質の検査及び公表に関すること」
対応状況	一部反映
市の考え方	当市では、独自に原子力アドバイザーを設置し、原子力災害時の情報分析等を行うこととしているほか、国に対し、必要に応じて専門家等の派遣要請ができることとなっています。また、安全協定の適切な運用についても重要と考えますので、市の業務として位置づけました。 なお、飲料水や食品中の検査及び公表に関することについては、「住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること」に含まれます。

No.10	ご意見の該当箇所: 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	「13 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること」について 「緊急時医療活動」と「緊急被ばく医療措置」について、特段の違いがないのであれば整合を取るべきではないか。
対応状況	反映
市の考え方	当該部分については、新潟県の地域防災計画を準用している部分ですが、県としても特に違いを考えて表記しているものではないとのことでありましたので、「緊急被ばく医療措置」に表記を統一しました。

No.11	ご意見の該当箇所: 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	「スクリーニング」は「13」に包含されるのか。（「新潟県」の「18」も同様）。いずれにしても緊急被ばく医療の前段で住民に対して緊急かつ広範（多量）に行う必要のある作業なので、独立の事項にするか、表現を加えるかする必要があると思う。
対応状況	反映不可
市の考え方	「スクリーニング」は「緊急被ばく医療措置」に含めておりますので、表記については現行のままとします。

No.12	ご意見の該当箇所: 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	意見No.8の観点から「緊急被ばく医療」に関しては、市独自の事務・業務領域を検討する（事項に追加する）必要があるのではないかと。
対応状況	反映不可
市の考え方	「緊急被ばく医療」に関して、市は、県の緊急被ばく医療措置に対し協力することになっております。今後、その役割を果たすことができる体制整備を進めることとしておりますので、表記については現行のままとします。

No.13	ご意見の該当箇所:	原子力災害事前対策 安全協定の適切な運用
ご意見	「2-3-2主な取組み」について:「2-3-3-(1)」にも記述があるように、「②原子力事業者からの通報連絡」の受入は重要なことである。しかも、ここでは単なる受け身の一方的な受入ではなく、常に緊張感を持って受入体制を整え、日頃から必要に応じて現状を聴取し、あるいは通報連絡内容に対する専門家や原子力事業者への確認、再確認などの対応(双方向の情報共有)を想定すべきことから、主な取組に位置付けるべきと思う。したがって、「②原子力事業者からの通報連絡の受入」を追加する。「2-3-3-(1)」の表現も統一する。	
対応状況	反映	
市の考え方	「2 主な取組み」に「(2)原子力事業者からの通報連絡の受入」を追加し、3-(1)-②の表記も統一しました。	

No.14	ご意見の該当箇所:	原子力災害事前対策 安全協定の適切な運用
ご意見	原子力事業者との安全協定は、放射能特性に基づく適正な当事者能力を確保するために、立地自治体と同等の規定(立入調査及び施設の変更や再稼働に関する事前了解などの権限)を盛り込むものに改善すべきであり、それを視野に入れた努力を継続することを姿勢として打ち出すべきである。	
対応状況	その他	
市の考え方	当市の安全協定は、立地自治体の協定で規定する内容に関しても報告や協議の対象としておりますし、今回、県内28市町村が足並みを揃えて同一の安全協定を締結したことによって、県内の自治体が一体となって原子力発電所の安全確保に対応できる体制が整ったことから、この協定を十分に活用し、今後とも市民の安全と安心の確保に努めてまいります。	

No.15	ご意見の該当箇所:	原子力災害事前対策 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
ご意見	市として、安定ヨウ素剤の備蓄(配備)・保管についての記述がない。役割分担を配慮してのことかもしれないが、実際にも備蓄・保管しているわけだし、「意見3②」の観点からも記述が必要である。なお、屋内退避(特に自宅)の場合における配布方法(あるいは事前配布)についての方針を明らかにされたい。	
対応状況	一部反映	
市の考え方	第2部第1章第11節3-(1)-③に、「本市独自に備蓄している安定ヨウ素剤について、緊急時に迅速かつ適切に住民に配布できるよう、県と協議の上、備蓄先や配布体制を整備する。」と記載しました。なお、安定ヨウ素剤の服用等につきましては、現在、国の原子力規制委員会で事前の配布や備蓄等の手法を始め、UPZ以遠における投与の判断基準、さらには避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方について検討が行われている段階です。その状況を注視しながら、今後、必要に応じた計画への反映を検討してまいります。	

No.16	ご意見の該当箇所:	総則
ご意見	P1 UPZ半径概ね5~30km圏の30km圏外へ避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施となっているが、 (イ)UPZ内で原発の単独事故対応はできるかもしれないが、複合事故の場合の対応が示されていない。	
対応状況	記載済	
市の考え方	複合災害の対応は、原子力単独災害対策の応用となり、第2部第3章に定めております。	

No.17	ご意見の該当箇所:	総則
ご意見	同 (ロ)安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに服用できるようにとのことであるが、いつ発生するか分からないのに事前に配布するのか、発生時に配布するのか不明である。 国や県の方針が決まっていない中では、上越市だけ配布方針を決めることはできないかもしれないが、方針を決めて周知する必要がある。	
対応状況	その他	
市の考え方	安定ヨウ素剤の服用等につきましては、現在、国の原子力規制委員会で事前の配布や備蓄等の手法を始め、UPZ以遠における投与の判断基準、さらには避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方について検討が行われている段階です。その状況を注視しながら、今後、具体的な対応を検討してまいります。	

No.18	ご意見の該当箇所:	総則
ご意見	同 (ハ)屋内退避できない場合の処置方法についてあらかじめ決めておく必要があると思う。	
対応状況	記載済	
市の考え方	屋内退避につきましては、自宅等に退避いただくことを基本としていますが、あわせて市の指定避難所を「屋内退避所」として開設することとしております。	

No.19	ご意見の該当箇所:	総則
ご意見	同 (ニ)緊急時のモニタリングは、事故発生時何分後に計測でき、その何分後に住民に対しどの方面へ避難するよう指示できるか明示が必要と思う。	
対応状況	その他	
市の考え方	緊急時モニタリングにつきましては、現在、原子力規制委員会でモニタリング計画の策定に関する事項や、国、地方公共団体等の役割分担と協力体制などについて検討が進められている段階です。また、新潟県でも市町村や国等の関係機関と一緒にモニタリングも含めた広域避難に必要な課題についての検討を進めております。当市も主体的に関わりながら、必要な基準や手順について、市民の皆さんにお示しできるよう検討してまいります。	

No.20	ご意見の該当箇所:	総則
ご意見	同 (ホ)道路事情や雪道のことが計画に入っていない。また吹雪で道路が通行できない時の対応も想定する必要がないか。	
対応状況	記載済	
市の考え方	「積雪期の原子力災害発生に備えた対策」については、自然災害対策編の雪害対策に記載しており、それを原子力災害対策にも準用することとしています。	

No.21	ご意見の該当箇所: 総則
ご意見	P2 PPA30～50km、UPZでもモニタリングに頼っているが、計測場所によって数値が違うのは福島事故でも確認している。したがって、風も一定方向に吹いていない。40～50km地点でもホットスポットがある。どう見つけだし、どう対応するかも市民に知らせる必要があるのではないか。
対応状況	その他
市の考え方	緊急時モニタリングにつきましては、現在、原子力規制委員会でモニタリング計画の策定に関する事項や、国、地方公共団体等の役割分担と協力体制などについて検討が進められている段階です。この中で、ホットスポットの調査方法などについても検討されているところであり、今後、具体的な対応などについて示されることとなっております。 また、新潟県でも市町村や国等の関係機関と一緒にモニタリングも含めた広域避難に必要な課題についての検討を進めております。当市も主体的に関わりながら、必要な基準や手順について、市民の皆さんにお示しできるよう検討してまいります。

No.22	ご意見の該当箇所: 総則
ご意見	(イ)山の地形や低い、高いによっても流れる方向が変わると思うが、どうとらえているか。
対応状況	記載済
市の考え方	当市の地域防災計画では、地形や風向きを考慮して予測ができるSPEEDIを活用しながら、屋内退避や避難などの必要な対応を行うこととしています。

No.23	ご意見の該当箇所: 総則
ご意見	(ロ)SPEEDIはどの時点で発表し、どう対策に結びつけるか不明である。このことを周知も必要と思うがどうか。
対応状況	記載済
市の考え方	原子力規制委員会は、SPEEDIの結果が得られ次第速やかに公表、公開することとしており、市といたしましても、これら情報を市民の皆様提供することを本計画に定めております。 また、原子力災害が発生した際には、緊急時モニタリングによる実際の測定とあわせ、SPEEDIの情報も活用しながら、避難等の防護対策を講じることとしており、この点につきましても本計画に記載しております。

No.24	ご意見の該当箇所: 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	P8 第4節以降は、防災関係機関等の責務と処理であり、行政機関である為、行政対応を見ていきたい。
対応状況	その他
市の考え方	原子力災害対応は、専門的かつ広域的な対応が必要となりますので、国や県、関係市町村を始め、それぞれの防災関係機関と協力・連携した対策や体制の整備について検討しているところです。 また、市民の皆さんの防災意識と行動が何よりも大切でありますので、今後ともご理解とご協力をお願いします。

No.25	ご意見の該当箇所: 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	P9 防災関係機関及び市民の役割 1) 市民、地域、企業等の役割の中で、平常時から災害に備えるための手順を講じておくことが重要である。自ら身を守ることは理解するが、放射能は目に見えない、臭いもしない、科学的調査しかできない物をどうするか明らかにしてください。
対応状況	その他
市の考え方	平常時から災害に備える対策として、第2章原子力災害事前対策に定める「第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発」及び「第16節 防災訓練等の実施」を定めています。これらの活動を通じて、市民の皆さんへの原子力防災に関する対策の普及と啓発を図ってまいります。

No.26	ご意見の該当箇所: 総則 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
ご意見	P10 以降は各課の取り組みを示したものであり、各課がどのように市民に周知するか取組方法を明示してください。
対応状況	その他
市の考え方	市民の皆さんに対し必要な情報などについては、広報上越やホームページなどを通じてお知らせしています。 なお、市では、今後、放射線等に関する正しい知識や緊急時に市民の皆さんがとるべき避難行動等を分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、周知することとしております。

No.27	ご意見の該当箇所: 原子力災害事前対策 住民等への的確な情報伝達体制の整備
ご意見	P43 第12節、住民等への的確な情報伝達体制の整備 UPZ並びにPPAに対し、山の中にいる人、車を運転している人、また山の中で騒音等で放送等が聴き取れない人の対応はどうか書かれていないし指示もない。
対応状況	記載済
市の考え方	情報伝達に関しましては、第2部第2章第9節において、国及び県と連携し情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避けるなどわかりやすい表現を用いること、また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し繰り返し広報するなど、多くの市民に迅速かつ的確に情報が伝達されるよう配慮して行うこととしています。